

# 第2次日吉津村男女共同参画計画

平成25年3月

日吉津村

## 目 次

第1章 日吉津村が目指す男女共同参画社会	1
1. 基本理念	2
2. 基本目標	2
第2章 計画の策定にあたって	3
1. 計画策定の位置づけ	3
2. 計画の期間	3
3. 日吉津村の現状と課題	3
(1) 家庭では	3
(2) 職場（雇用の場）では	7
(3) 地域では	8
(4) 意思決定の場では	9
第3章 計画の内容／日吉津村版体系図	12
基本目標1 男女がお互いに人権を尊重するむらづくりをしよう	13
(1) 人権を尊重し、守ろう	13
(2) 男女共同参画を推進する学習・教育機会を充実しよう	14
基本目標2 男女があらゆる場面に参画できるむらづくりをしよう	16
(1) むらづくりの方針を男女で決めよう	16
(2) 家庭・地域での男女共同参画を進めよう	16
基本目標3 誰もがいきいき伸び伸びと暮らせる環境をつくろう	18
(1) 男女とも働きやすい職場にしよう	18
(2) 子育てや介護を支援しよう	18
第4章 計画の推進	20
第5章 計画策定の背景	22
(1) 世界の動き	22
(2) 日本の動き	22
(3) 鳥取県の動き	23
(4) 日吉津村の動き	24
参考資料	
日吉津村男女共同参画計画策定委員会設置要綱	25
日吉津村男女共同参画推進条例	27
男女共同参画社会基本法	31

## 第1章 日吉津村が目指す男女共同参画社会

男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会をつくることであり、国・県・市町村、また地域・企業が一体となって進められている課題です。

ところが、我が国の現状に対する国際的な評価は低く、国連の女子差別撤廃委員会の最終見解において、多くの課題を指摘されています。

家庭・職場・学校・地域社会などあらゆる場面における、制度面・意識面の見直しが迫られています。

また、近年は少子高齢化の進展と人口減少社会の到来、家族や地域社会の変化、経済の長期低迷や非正規雇用の増加、貧困・格差の拡大などの課題を解決するため、男女共同参画社会の実現が一層求められています。

本村でも、平成20年3月「日吉津村男女共同参画推進条例」を制定して以来、その実現に向けた取り組みを進めてきましたが、まだ意識の浸透は十分でなく、道半ばの状況にあります。

本村の男女共同参画のスローガン「ともに輝き ともに幸せ 笑顔うまれる日吉津村」を掲げながら、以下のとおり取り組みます。

**「ともに輝き ともに幸せ 笑顔うまれる 日吉津村」**



## 1 基本理念

この計画は、「男女共同参画社会基本法」及び「日吉津村男女共同参画推進条例」にのっとり、次のような男女共同参画社会を基本理念として進めます。

また、本村の最高規範である「日吉津村自治基本条例」にものっとり、推進を図ります。

- 1 男女が、互いにその人権を尊重する社会
- 2 男女が、性別による差別を受けない社会
- 3 男女が、互いの性を尊重し、性と生殖に関する健康と権利を認め合う社会
- 4 男女が、社会のあらゆる分野で個性と能力を十分に発揮できる機会が確保される社会
- 5 男女が、自立した個人として尊厳が守られ、自己の意思によって活動し、かつ、責任を負う社会
- 6 男女が、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動の中で、対等な役割を果たす社会
- 7 男女が、均等に政治的、経済的、社会的、文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
- 8 男女が、社会の対等な構成員として、日吉津村における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保される社会

## 2 基本目標

基本理念に基づき、3つの基本目標を掲げ、男女共同参画社会の実現に向けて推進していきます。

- 1 男女がお互いに人権を尊重する村づくりをしよう
- 2 男女があらゆる場面に参画できる村づくりをしよう
- 3 誰もがいきいき伸び伸びと暮らせる環境をつくろう

## 第2章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の位置づけ

この計画は、「男女共同参画社会基本法第14条第3項」並びに「日吉津村男女共同参画推進条例第7条」に基づいて、少子高齢化の進展、社会経済情勢の変化等、地域をとりまく環境の変化に対応しながら、日吉津村における男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めるための基本となるものです。

#### ・男女共同参画社会とは・・・

男性も女性も、家庭・地域・職場のあらゆるところで、一人ひとりの人権が大切にされ、互いに助けあいながら、個性と能力が十分に発揮でき、心豊かに、いきいきと伸び伸びと暮らせる社会です。

### 2 計画の期間

この計画期間は、平成25(2013)年度から平成29(2017)年度までの5年間とします。また、期間内でも社会状況の変化、男女共同参画に関する新たな課題が生じた場合には、必要に応じて見直します。

### 3 日吉津村の現状と課題

※以下、文中の資料で、「日吉津村調査」と記載している図表については、平成25年3月に実施した、村民の意識調査の結果によるものです。

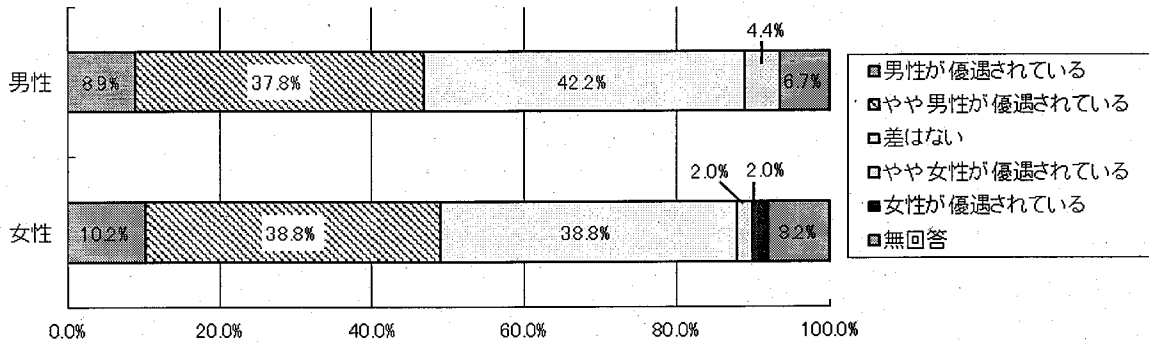
#### (1) 家庭では

##### ① 家庭の中では「男性が優遇」

家庭生活における男女平等については、「男性が優遇されている」「やや男性が優遇されている」を合わせた回答が、男性が46.7%、女性が49.0%を占めています。

\*平成19年調査では男性47.1%、女性63.5%でした。女性の意識から男女間の格差は縮小しつつありますが、まだ男女とも半数近くの方が、「男性優遇」と感じられている状況があります。

■ 家庭生活中で男女格差があると思いますか。



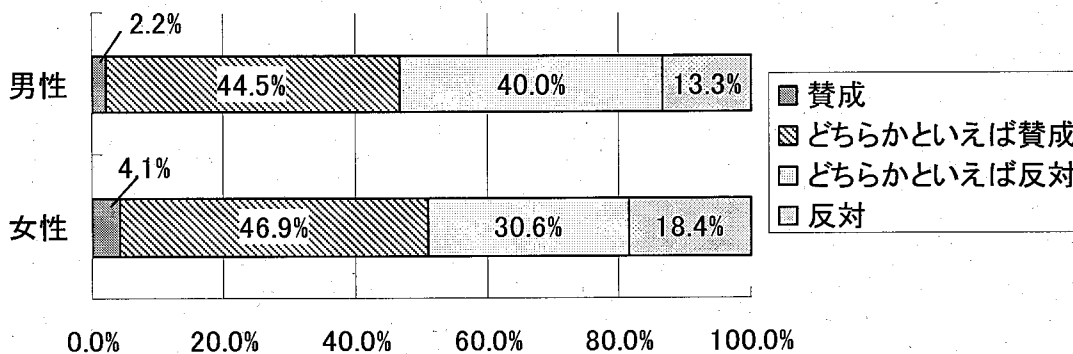
【図 I-1 日吉津村調査】

②依然として強い「性別による固定的な役割分担意識」

■「男は仕事、女は家庭」という考えについてどう思いますか。

「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「賛成」「どちらかといえば賛成」を合わせた回答が、男性が46.7%、女性が51.0%でした。

\*平成19年調査では、男性53.7%、女性38.5%でした。このいわゆる「固定的役割分担意識」について、男性は減少したものの、女性の場合は増加しています。（P17「性別による固定的な役割分担意識とは」参照。）

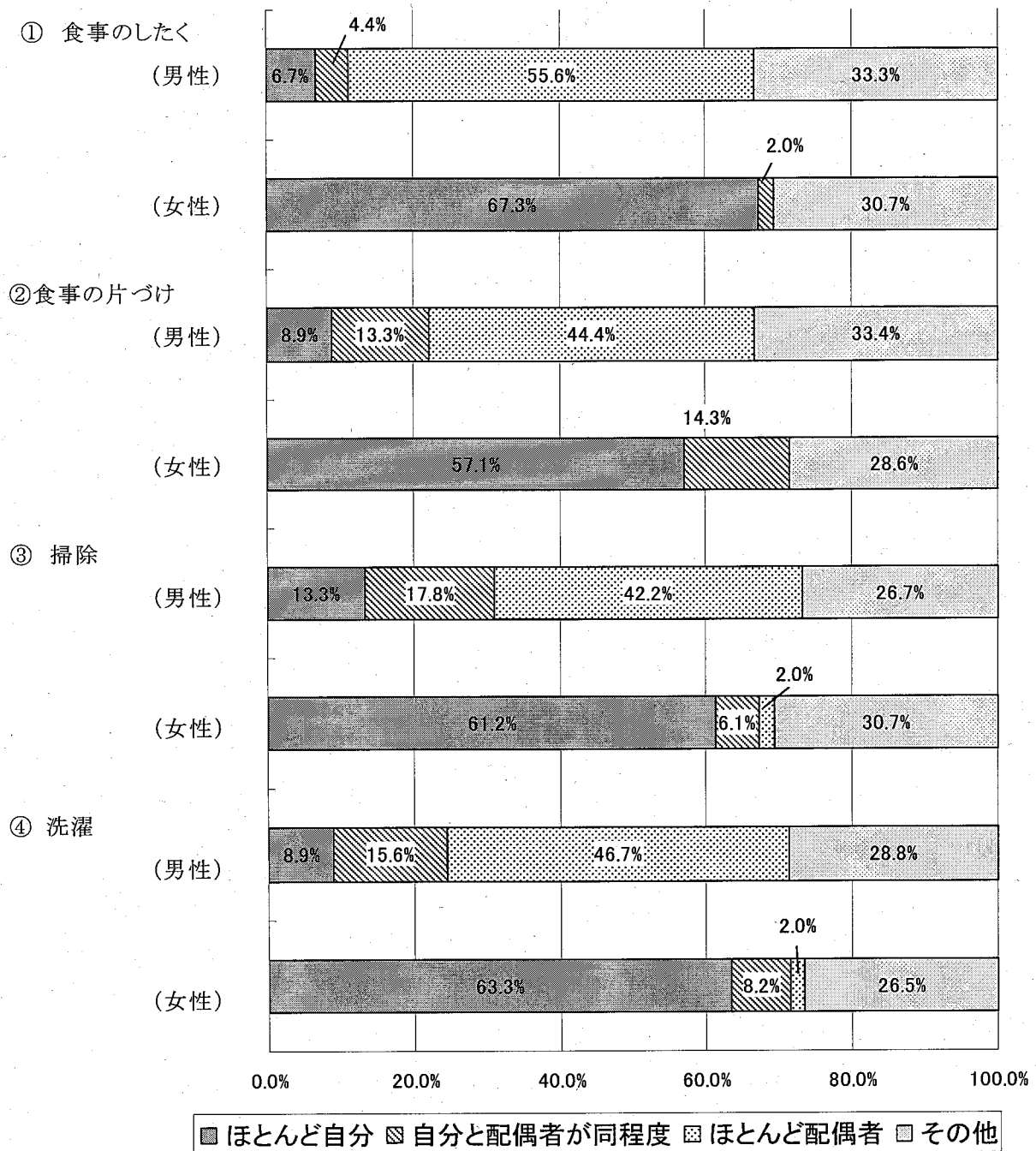


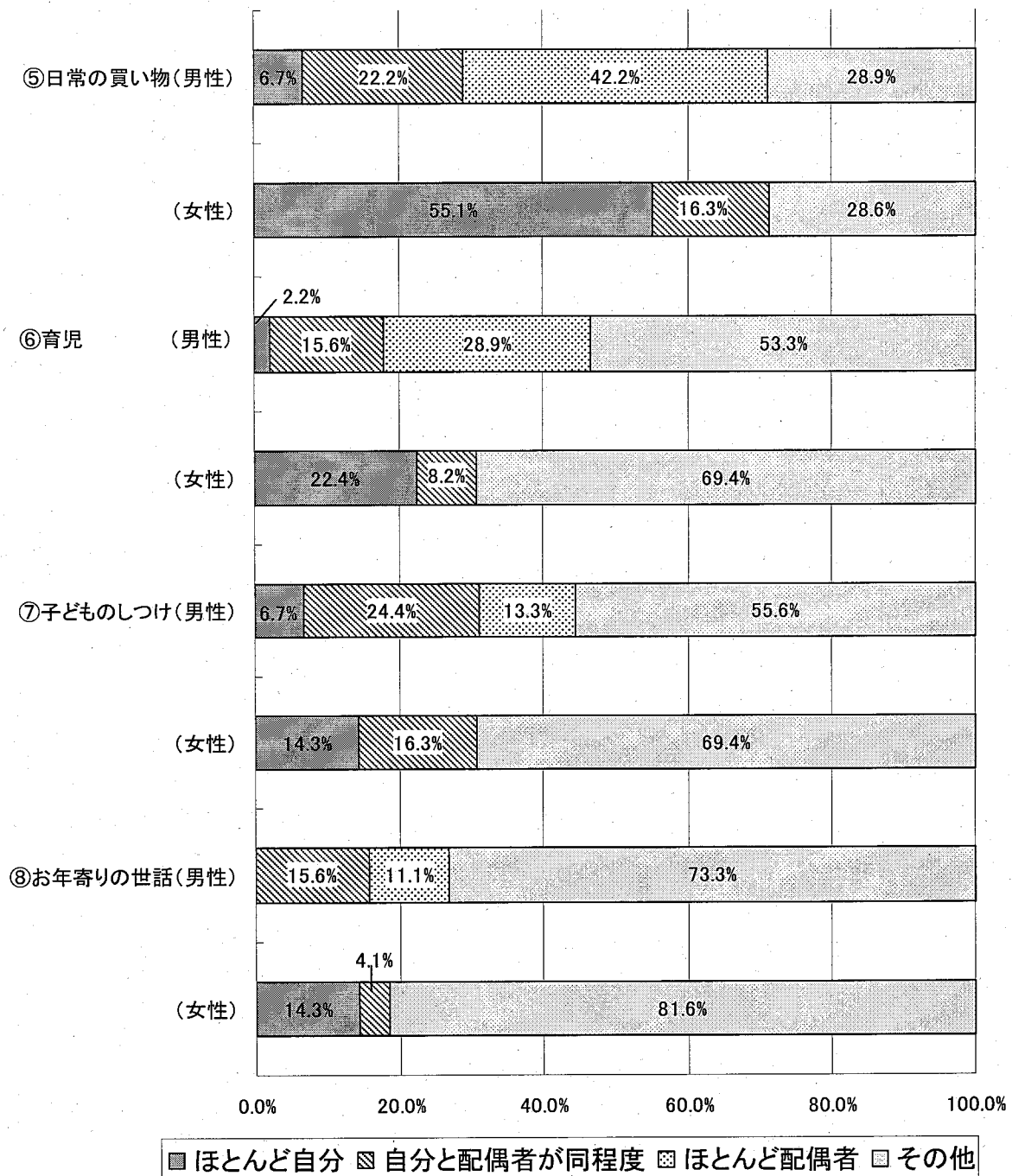
【図 I-2 日吉津村調査】

■ 次のようなことを誰がしていますか。

家庭の中で「男性優遇」という不平等感は、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識が当然とされ、家事や子育て、介護などの役割が女性に偏ることから生まれます。

日吉津村においても、村民の意識調査から同様な現状があることが分かります。女性だから、男性だからということではなくひとりの人間として男女平等の意識づくりに努めていく必要があります。





【図 I-3 日吉津村調査】

※その他には、「自分・配偶者以外の家族」、「家族が分担」、「民間・公的サービス」、「該当する世話や活動がない」がありました。

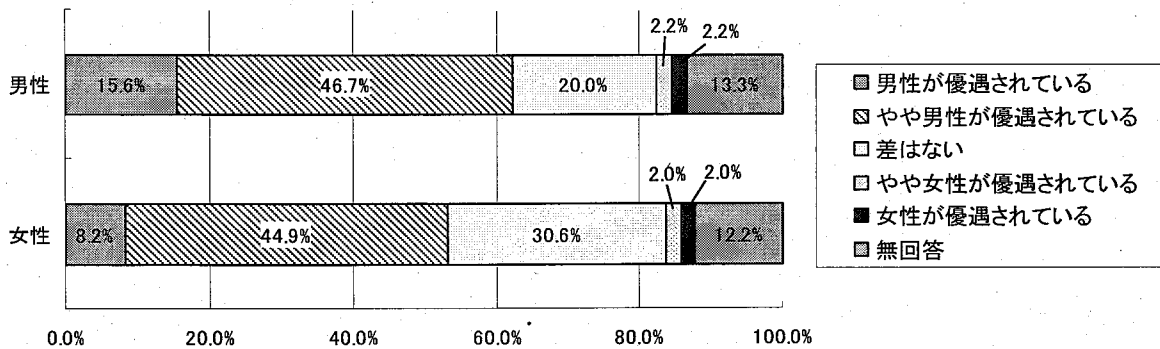


## (2) 職場(雇用の場)では

### ① 職場でも「男性が優遇」

#### ■ 職場で男女格差があると思いますか。

職場における男女平等については、「男性が優遇されている」「やや男性が優遇されている」を合わせた回答が、男性で62.3%、女性で53.1%を占めています。意欲ある女性の能力が十分に発揮できるように改めていかなければいけません。



【図 I-4 日吉津村調査】

### ② 個々の能力や意欲が適正に評価される職場に

#### ■ 男女共同参画を進めていくために、職場がすべきことはどのようなことだと思いますか。(3つまで選択可)

村民の意識調査の結果から、「意欲・能力のある人は男女に関係なく採用する」、「昇進・昇格などの人事面で、男女の区別なく評価する」ことが求められています。また、男性の家事、育児、介護への参加を進めるためには、職場における育児・介護休暇等を取りやすくする環境づくりが必要です。

【表 I-1 日吉津村調査】

項目	男性 (人)	女性 (人)	計 (人)	構成 (%)
① 意欲・能力のある人は、男女に関係なく採用する	27	16	43	17.3%
② 昇進・昇格などの人事面で、男女	18	20	38	15.3%

の区別なく評価する				
③職業能力の開発機会を、男女の区別なく提供する	9	8	17	6.9%
④労働時間の短縮	9	10	19	7.7%
⑤フレックスタイム(注1)の導入	11	7	18	7.3%
⑥男女とも、育児・介護休暇(注2)などをとりやすくする	15	20	35	14.1%
⑦再雇用制度(注3)の充実	20	17	37	14.9%
⑧託児・保育施設の充実	14	17	31	12.5%
⑨相談窓口を設ける	1	5	6	2.4%
⑨その他	2	2	4	1.6%

(注1)フレックスタイムとは・・・週あるいは月間の所定労働時間を必ずこなすことを前提に、始業終業の時刻を従業員が自由に選択できる制度です。

(注2)育児・介護休暇とは・・・育児休暇とは、労働者が1歳未満の子の養育のために休暇をとることができることです。介護休暇とは、家族が負傷・疾病・障害で要介護状態にある時、その介護のために労働者が連続3ヶ月を限度として、休暇をとることができることです。

(注3)再雇用制度とは・・・再雇用制度とは、妊娠・出産・育児・介護を理由として、退職した者について、退職の際に、将来再び雇用されることの希望を申し出ている労働者について、事業主が募集、採用の際に特別の配慮をする制度のことです。

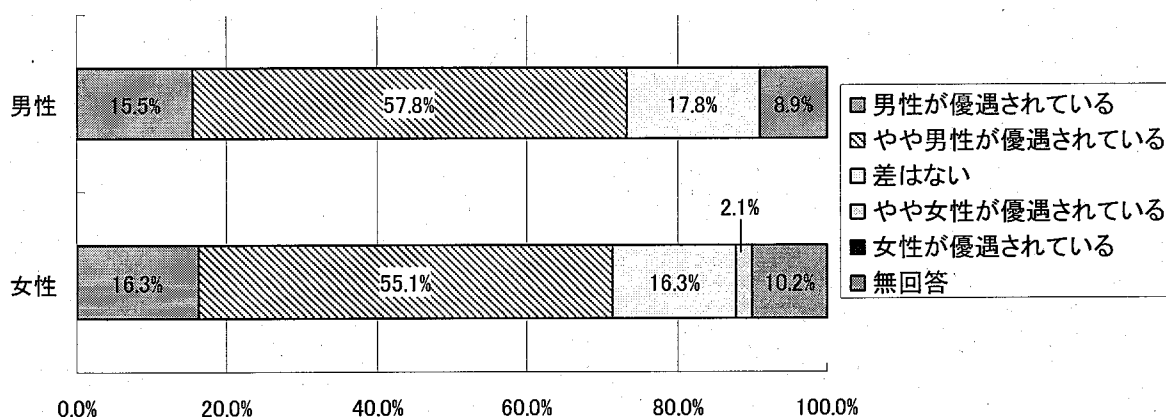
### (3) 地域では

#### ①社会通念・慣習・しきたりでも「男性が優遇」

■社会通念・慣習・しきたりで男女格差があると思いますか。

社会通念・慣習・しきたりでも、「男性が優遇されている」「やや男性が優遇されている」を合わせた回答が、男性で73.3%、女性で71.4%を占めています。

\*平成19年の意識調査では、男性が79.6%、女性が84.3%でした。まだ多くの方が、男性が優遇されているという回答でした。地域の伝統を継続しつつ、慣習、しきたりを見直し、誰もが多様な地域活動に参加しやすいようにしていく必要があります。



【図 I-5 日吉津村調査】

#### (4) 意思決定の場では

① 審議会などの女性委員の割合・地域活動の場で女性の参画が男性に比べて少ない現状

■ 日吉津村における審議会・委員会・自治会などの登用状況。

日吉津村の審議会・委員会・自治会などの登用状況をみると、女性が男性に比べて少ない状況があります。ただし、議員における30%は、他の市町村より進んだ数値となっています。

【表 I-2 鳥取県男女共同参画マップ(日吉津村における登用率〔平成24年4月1日時点〕)】

		男性	女性
①村議会議員	議員数	7人	3人
	登用率	70.0%	30.0%
②各種審議会(注1)	委員数	105人	33人
	登用率	76.1%	23.9%
③各種委員会(注2)	委員数	47人	20人
	登用率	70.1%	29.9%
④自治会役員(会長・副会長)	役員数	16人	2人
	登用率	88.9%	11.1%
⑤小学校PTA役員(会長・副会長)	役員数	2人	2人
	登用率	50.0%	50.0%

⑥地域子供会役員(会長・副会長)	役員数	1人	10人
	登用率	9.1%	90.9%
⑦地域老人クラブ役員(会長・副会長)	役員数	9人	0人
	登用率	100.0%	0.0%

(注1)各種審議会とは・・・地方自治法第202条の3に基づく審議会等のことで、日吉津村には、環境審議会・公民館運営審議会・スポーツ振興審議会・地方文化財保護審議会・都市計画審議会・温泉審議会・下水道運営審議会・総合振興計画審議会などがあります。

(注2)各種委員会とは・・・地方自治法第180条の5に基づく委員会等のことで、日吉津村には、教育委員会・選挙管理委員会・農業委員会・固定資産評価審査委員会・監査委員があります。

## ②意思決定の場への女性の参画の拡大

■自治会・PTA 役員・議員・審議会委員等行政が委嘱する委員は、女性が男性に比べて少ない現状はどうしてだと思いますか。(3つまで選択可)

村民の意識調査の結果では、女性委員が男性に比べて少ない理由として、「男性になる方が良い(なるものだ)と思っている人が多いから」が25.7%、「女性は家事・育児に支障をきたすから行政活動にかかわれないから」が22.0%を占めています。

意思決定の場においても、固定的な役割分担意識が存在し、女性の社会への参画をはばんでいる現状があり、解消していく必要があります。

【表 I-3 日吉津村調査】

項目	男性 (人)	女性 (人)	計 (人)	構成 (%)
①女性自身が行政に関心がない	9	8	17	7.9%
②女性は控えめなほうが良いという社会意識がある	12	7	19	8.9%
③男性になる方が良い(なるものだ)と思っている人が多い	26	29	55	25.7%
④女性は家事・育児に支障をきたすから行政活動に関われない	18	29	47	22.0%

⑤女性の登用に対する認識や理解が足りない	25	17	42	19.6%
⑥女性は指導力が低いというような能力に対する偏見がある	8	7	15	7.0%
⑦女性が経験や力をつけるチャンスがない	7	6	13	6.1%
⑧その他	1	5	6	2.8%

### 第3章 計画の内容

日吉津村版体系図			
基本目標	重点目標	施策	
「ともに輝き ともに幸せ 笑顔うまれる 日吉津村」	1 男女がお互いに人権を尊重するむらづくりをしよう	人権を尊重し、守ろう	①男女の人権尊重の意識啓発
			②性別に起因するあらゆる暴力の根絶
			③女性の健康を守る意識や権利の普及
			④高齢者、障がい者、外国人が安心して暮らせる社会づくり
	2 男女があらゆる場面に参画できるむらづくりをしよう	男女共同参画を推進する学習・教育機会を充実しよう	①男女共同参画に関する学習・啓発
			②男性・子どもにとっての男女共同参画の推進
		むらづくりの方針を男女で決めよう	①審議会や委員会などへの女性の登用を進めよう
			②女性の登用を進める環境づくりをしよう
	3 誰もがいきいき伸び伸びと暮らせる環境をつくらう	家庭・地域での男女共同参画を進めよう	①性別による固定的な役割分担意識の解消
			②家族の一員としての責任の共有意識を高める
			③地域活動における男女共同参画を進める
			④防災・復興における男女共同参画の推進
	男女とも働きやすい職場にしよう	①雇用の場における男女共同参画	
		②農業・自営業における男女共同参画	
	子育てや介護を支援しよう	①仕事と家事・子育てなどとの両立支援	
		②子育ての支援	
		③介護の支援	

## 基本目標1 男女がお互いに人権を尊重するむらづくりをしよう

### (1) 人権を尊重し、守ろう

男女共同参画は、個々の人権を尊重する考えの上に成り立っています。

日本国憲法により人権の尊重は保障されており、日吉津村自治基本条例第5条第1項にも人権の尊重を掲げています。しかし今なお、性別による不平等感や差別感を感じる人は少なくありません。これらの問題を解決するために人権尊重の意識を普及し、不平等感を解消していくことが必要です。

暴力は、被害者の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成する上で克服すべき重要な課題です。配偶者などからの暴力(ドメスティック・バイオレンス(注1))・性犯罪・ストーカー行為・セクシュアル・ハラスメント(注2)など特に女子は被害者になることが多く、これらが起こる背景には、女性の人権を軽視する意識が深く関わっており、被害者の救済とともに、暴力防止に向けた環境整備や意識啓発などをおこなっていくことが必要です。

女性は、妊娠や出産の可能性があり、生涯を通じて男性と異なる健康上の問題に直面することへの配慮が求められます。男女がお互いを尊重し、性差を理解しあって健やかに暮らすことができるよう推進していく必要があります。

また、高齢者の介護や障がい者への対応は女性がするものといった役割分担意識を改め、地域や社会全体で支え合うことが必要となっています。

また、外国人に対しては、言葉、生活習慣、文化の違いのなかで、孤立しないよう相談体制を充実させる必要があります。

#### ① 男女の人権尊重の意識啓発

◎ 広報ひえづ・ホームページに啓発資料を掲載し、CATVで啓発ビデオを放送する。

◎ 職場・地域などに県との連携を取りながら、啓発資料を配布する。

#### (注1)ドメスティック・バイオレンス(DV)とは・・・

配偶者や恋人など親密な関係における、身体的暴力・精神的暴力・経済的暴力・社会的暴力・性的暴力などがあります。

#### (注2)セクシュアル・ハラスメントとは・・・

「セクハラ」と呼ばれる、性的嫌がらせのことをいい、相手の意に反した性的な発言や行動をいいます。

## ②性別に起因するあらゆる暴力の根絶

- ◎性別に起因するあらゆる暴力をなくすため、パンフレットを配布し意識啓発をする。
- ◎村内事業所を対象にアンケートを実施し、状況を把握しセクシュアル・ハラスメント防止対策を推進する。
- ◎性別に起因するあらゆる暴力の相談窓口(福祉保健課)の存在を周知する。

## ③女性の健康を守る意識や権利の普及

- ◎妊婦・産前産後の女性を中心に保健師を通じて、「性と生殖に関する健康と権利(注1)」の考え方の周知・啓発をする。
- ◎健康づくり推進協議会による女性の健康づくり支援をする。

(注1)「性と生殖に関する健康と権利」(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)とは・・・

女性には子どもを産む機能があり、妊娠や出産で健康を損なう可能性が生涯を通じてあることから、身体的・精神的・社会的に良好な状態で、安全な性生活を営み、子どもをいつ何人産むか、または産まないかなどを、女性自身が決める権利を持つという考え方です。

## ④高齢者、障がい者、外国人が安心して暮らせる社会づくり

- ◎高齢者が地域活動・スポーツ活動など参加しやすいように促進する。
- ◎高齢者が悪質商法、振り込め詐欺にあわないように消費者被害防止のための普及啓発をおこなう。
- ◎障がいのある人が暮らしやすいよう様々な障がいの特性や必要な配慮などについて理解を深めるための啓発・広報をおこなう。
- ◎外国人に対して、日常生活上のトラブル・育児・教育の相談体制の整備をおこなう。
- ◎外国人に対する支援サービスの周知をおこなう。

## (2)男女共同参画を推進する学習・教育機会を充実しよう

「男女共同参画社会」は、まだまだ浸透していない状況です。生活の中で、不平等感を感じている人に対して生活しやすい環境づくりを整えていくことが大切です。このため、「男女共同参画社会とは、男性も女性もお互いに尊重しあいながら、喜びも責任も分かち合い、共に人間らしくいきいきと伸び伸びと暮らせる社会である」という正しい意味や考え方を学習していくことが大切です。

また、男女共同参画は女性の問題と認識しがちですが、それは男女を問わず、



多様な生き方を尊重し、全ての人が職場、地域、家庭などあらゆる場面で、活躍できる社会を目指すものです。男性にとっては、「男が家計の担い手である」、「仕事ができない男はだめだ」、「男は弱音を吐いてはならない」といった男性自身の性別役割分担意識のもたらす負担感が軽減され、男性にとっても暮らしやすい社会となるものです。

また、将来を担う子どもたちが、個性と能力を発揮できるよう育っていくために、子どもの頃から、男女共同参画に関する理解を促進し、将来を見通した自己形成ができるような取組を進める必要があります。

### ①男女共同参画に関する学習・啓発

- ◎ 人権同和問題の小地域懇談会を通じて、「男女共同参画」について周知する。
- ◎ 「男女共同参画」に関する講座を実施する。

### ②男性・子どもにとっての男女共同参画の推進

- ◎ 保育所・学校を通じて、保護者を対象に、男女共同参画の視点に立った家庭教育を推進する。
- ◎ 保育所・学校での日常生活を通じて、男女平等の意識を向上させる学習の充実をはかる。
- ◎ 子どもに対する暴力、虐待を根絶するための体制を整備し、予防、啓発などの充実をはかる。
- ◎ 次代を担う子どもの成長を社会全体で応援するため、学校、家庭、地域住民などがそれぞれの役割と責任を自覚し、地域全体で子どもを支える取組を支援する。
- ◎ 男性の固定的役割分担意識を解消し、地域や家庭での男性の責任と参画の必要性や意義について理解を推進するため、広報、啓発活動を実施し、学習機会の提供を行う。
- ◎ 男性が家庭生活や地域活動に参画し、男女共同参画社会を実現するため、仕事中心の働き方の見直しを進め、育児・介護休暇など仕事と生活の両立のための制度について周知する。

## 基本目標2 男女があらゆる場面に参画できるむらづくりをしよう

### (1)むらづくりの方針を男女で決めよう

男女があらゆる場面に参画できる村づくりを進めていくためには、村民の多様な意見を活かしていくことが大切です。議会や行政などで決定される政策、方針は住民の生活に深く関わることであり、男女双方の意見が反映されることが大切です。

ところが、日吉津村の審議会や委員会などの登用率、参画状況をみると、男性に比べて女性の比率は低く、登用を促進していくことが課題となっています。むらづくりに女性の視点を活かすことは、誰にとっても暮らしやすいむらづくりへの一歩です。まず、女性自身が参加・参画の意欲を高め、積極的に参加できるよう、男性も含めて啓発したり、登用率、参画状況の公表、目標の設定などにより、男女の偏りがない登用や参画を進めていくことが必要です。

#### ①審議会や委員会などへの女性の登用を進めよう

- ◎ 村の審議会や委員会などへの女性の登用を促進する。  
(目標登用率……平成29年度末までに40%)
- ◎ 女性の登用、参画状況を公表する。
- ◎ 県主催の養成講座に参加を勧め、審議会や委員会などへ参画できる人材の発掘・育成を実施し、参画意識が高まるよう促進する。

#### ②女性の登用を進める環境づくりをしよう

- ◎ 講演会を実施し、意思決定の場における「固定的な役割分担意識」是正のための啓発を推進する。
- ◎ 意思決定の場への参画の必要性についてパンフレットを配布し啓発する。

### (2)家庭・地域での男女共同参画を進めよう

働く女性が増え、家庭介護などの負担も大きくなったにもかかわらず、人々の意識のなかに長い時間をかけて形作られてきた性別に基づく固定的な役割分担意識により、男性の家事への参画はまだ不十分です。男性の長時間労働を抑制していくことが国の内外から求められていますが、まずは男性自身がこれまでの意識をあらためていく必要があります。個々の家庭で男女がお互いを認め合い、理解しながら、家族の一員としての責任を共有することが重要です。

少子高齢化や都市化の進展のなかで、地域の連帯感が薄れつつあります。誰もが安心して生活できる地域にするには、むらづくりやコミュニティ活動への住民の積極的な参加が重要です。男女にかかわらず一人ひとりが地域を支える一

員であるとの自覚を持ち、一人ひとりの個性や能力が十分に活かせる社会や活力ある地域をつくっていくことが必要です。

また、災害への危機感や防災意識の高まりのなかで、災害・復興時に起こる様々な課題について、男女のニーズの違いを踏まえて進める必要があります。特に地域のリーダーを男性が中心となっている実態を踏まえ、災害時には、女性の視点を活かし、村民一人ひとりがともに支え合い、助けあえる地域づくり防災体制づくりが必要です。そのためには、日頃から男女共同参画の視点を取り入れた取り組みをおこなうことが必要です。

### ①性別による固定的な役割分担意識(注1)の解消

- ◎ 講演会を実施し、「性別による固定的な役割分担意識」是正のための啓発を推進する。

### ②家族の一員としての責任の共有意識を高める

- ◎ 講演会を実施し、家族の一員としての責任の共有について考えてもらう機会を提供する。

### ③地域活動における男女共同参画を進める

- ◎ コミュニティ計画づくりを進め、地域活動への参画を促進する。
- ◎ 各自治会と女性の登用について協議する場を設け、女性が参加しやすい環境をつくる。
- ◎ 県主催の男女共同参画リーダー研修に参加を勧め、地域活動における女性リーダーを育成する。

### ④防災・復興における男女共同参画の推進

- ◎ 防災・復興計画を検討する会議等への女性の参画の推進を行う。
- ◎ 男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画の整備。

#### (注1)性別による固定的な役割分担意識とは・・・

男女を問わず個人の能力等によって役割分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事、女は家庭」など、固定的な考えにより、性別によって役割を分担するのが当然だとする意識をいいます。

我が国は他国と比べて、そういう意識が根強いとされています。

## 基本目標3 誰もがいきいき伸び伸びと暮らせる環境をつくろう

### (1) 男女とも働きやすい職場にしよう

男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の改正などにより、法律上の男女の雇用の格差はかなり解消されました。しかし、女性が活躍しにくい状況や慣行が存在する場合は、固定的な役割分担意識をなくし、意欲ある女性の能力が十分に発揮できるように、改めていかなければなりません。

また、農業や自営業などの家族経営では、女性の労働力は重要な役割を担っています。しかし、仕事と家庭生活の区別がつきにくく就業形態が不規則になりやすいため、正しい就労の評価や条件改善等を今後もおこなっていく必要があります。

#### ①雇用の場における男女共同参画

- ◎ 県との連携を取りながら、鳥取県男女共同参画推進企業認定(注1)を促進する。

#### ②農業・自営業における男女共同参画

- ◎ 商工会・鳥取県西部農業協同組合と連携を取りながら、農業・商工業における男女共同参画の啓発を推進する。
- ◎ 家族経営協定(注2)を結ばれた方を講師に招き、講演会を開催し、家族経営協定の啓発を推進する。

(注1)鳥取県男女共同参画推進企業認定とは・・・

仕事と家庭の両立に配慮しながら、男女ともに働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる企業を認定し、広く紹介することにより、県内企業の男女共同参画の普及推進をしようとする制度です。

(注2)家族経営協定とは・・・

家族経営において、家族一人ひとりの役割と責任を明確化し、経営の方針・報酬・休日・労働時間などについて、文書で取り決めるものです。協定を取り決めることにより、家族の間に新しい信頼関係が生まれ、経営におけるそれぞれの役割分担や位置づけが明確になり、仕事にも意欲を持って取り組みます。

### (2) 子育てや介護を支援しよう

高齢化、核家族化、女性の社会進出など、家庭内だけで介護や子育てを担うことが難しくなっています。現状では、子育てや介護の負担が女性にかかっている

ことが多く、精神的・身体的負担を抱え込んでしまう女性が増えています。家庭内での支えあいなど、さまざまな支援の充実が必要です。

### ①仕事と家事・子育てなどとの両立支援

- ◎ 妊娠届提出の際、育児・介護休業法のパンフレットを配布する。
- ◎ 保育所・子育て支援センター・社会福祉協議会を通じて、家事・子育て・介護への男性の参加を促進する。
- ◎ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)(注1)に関する意識啓発を推進する。

### ②子育ての支援

- ◎ 低年齢児保育の促進など保育サービスを充実させる。
- ◎ 保育所・子育て支援センター・児童館で子育てに関する相談窓口・情報収集を充実させる。
- ◎ 福祉保健課を窓口として、ひとり親家庭に対する支援をする。
- ◎ 保育所入所児童の保護者を対象に、詳細資料の配布並びに、ホームページに詳細資料を掲載し、病児保育を周知する。

### ③介護の支援

- ◎ 社会福祉協議会と連携して、家族介護教室などを通じて、介護方法について理解を促す。
- ◎ 福祉保健課・社会福祉協議会で、介護に関する相談、情報収集を充実させる。
- ◎ 家族介護にかかわる人に、県の家族介護ヘルパー受講支援制度を利用し、ホームヘルパー養成研修の受講を勧める。

(注1)ワーク・ライフ・バランスとは・・・

「仕事と生活の調和」と訳されています。残業を少なくしたり、育児休業の充実などにより働きやすい職場環境をつくれれば、労働者の意欲向上にもつながると期待されています。少子化の深刻化などによって、政府や自治体の施策としてもその推進が図られています。

## 第4章 計画の推進

男女共同参画を進めていくには、各分野で行われている村づくりの中で、男女共同参画の視点や考え方を反映させていくことが重要です。

行政が推進するばかりでは男女共同参画社会の実現は果たせません。計画に基づき、住民、各種団体、事業所などの理解や協力を得ながら、計画の内容をともに共有し、それぞれの役割や立場で取り組んでいくことが必要です。

### 1 庁内推進体制の強化

計画の推進にあたっては、全庁あげて取り組みます。そのために、「男女共同参画庁内検討委員会」を継続し、男女共同参画計画の実施に向けたさまざまな課題解決や進行の管理について庁内議論を重ねるとともに、すべての職員が男女共同参画の視点に立ち、共通認識を持つことが出来るよう推進していきます。

また、行政が率先して男女共同参画のモデル職場となるよう努めます。

### 2 男女共同参画推進審議会の設置

男女共同参画に関する重要事項を調査審議するために、村民を含めた「日吉津村男女共同参画審議会」を設置し、計画を確実に実施していきます。

審議会の委員に積極的に議論いただき、男女共同参画の推進に関して、様々な意見をいただくとともに、男女共同参画計画の進み具合を管理し、見直しなどをおこないます。

### 3 住民・各種団体・事業所との連携・協力

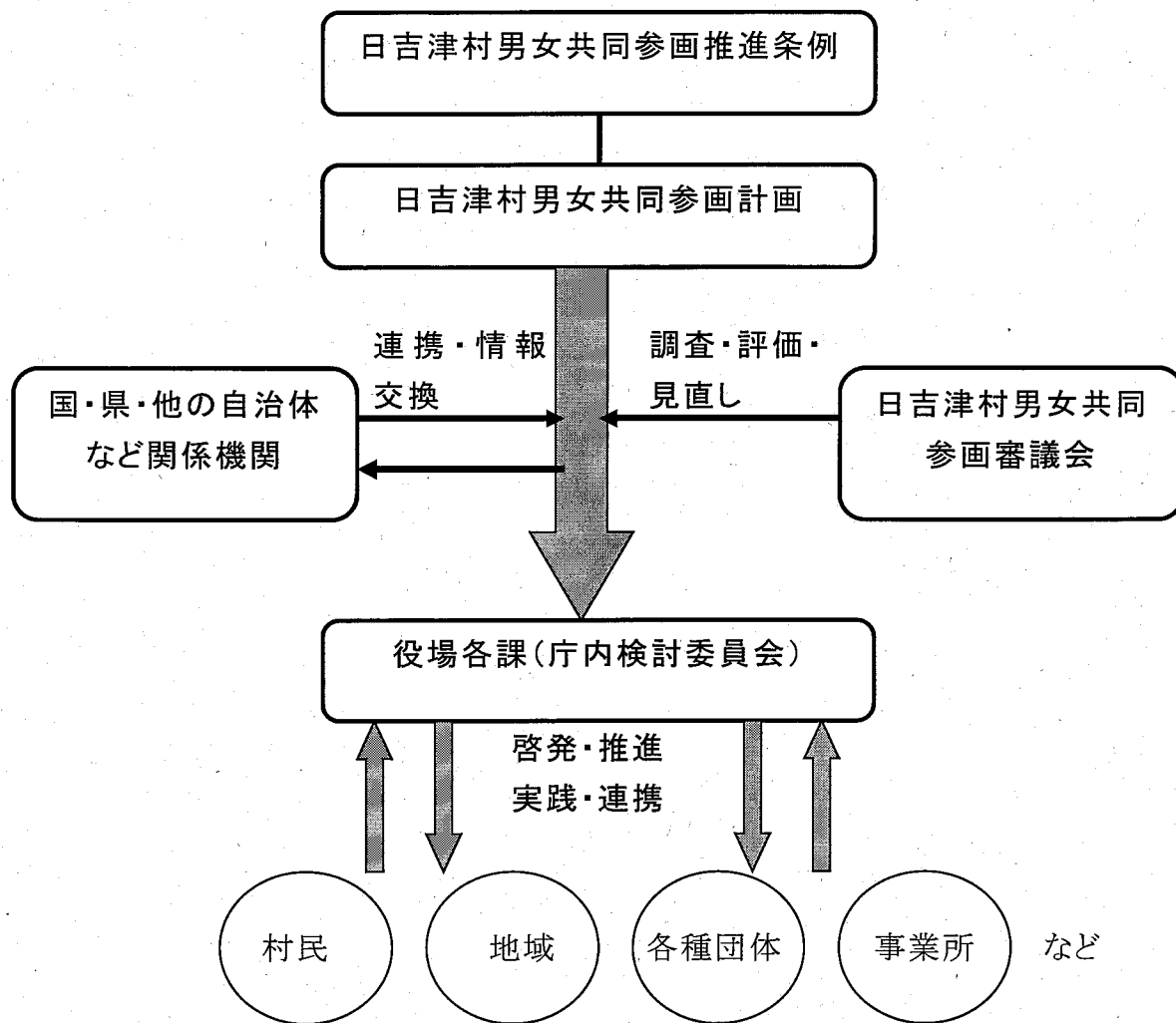
男女共同参画社会は、村の施策だけではなく、住民、各種団体、事業所がさまざまな立場から主体的にかかわることで実現されるものです。

今後は、計画の内容をともに共有し、住民の参画をはじめ各種団体、事業所が、それぞれの役割や立場で取り組んでいきます。

### 4 国・県・他の自治体との連携・協力

国、県、他の自治体、関係機関との連携、協力のもとに施策の充実を図ります。

5 推進体制



「日吉津村男女共同参画の実現」

## 第5章 計画策定の背景

### (1) 世界の動き

- 昭和50(1975)年・・・「国際婦人年」
  - ・第1回の世界女性会議(国際婦人年世界会議)を開催する。
  - ・「平等・開発・平和」を目標に「世界行動計画」採択。
- 昭和51(1976)年～昭和60(1985)年・・・「国際婦人の10年」
  - ・女性の人権の確立と男女平等のための行動を開始。
  - ・「女子差別撤廃条約」採択。
- 昭和60(1985)年・・・ナイロビ世界会議
  - ・各国が効果的に取り組むべき具体的措置を示した「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択。
- 平成7(1995)年・・・「第4回世界女性会議」
  - ・「北京宣言と行動綱領」採択。
- 平成12(2000)年・・・「女性2000年会議」
  - ・「北京宣言と行動綱領」の実施状況の評価・検討を行う。
  - ・「政治宣言」と「成果文書」を採択。
- 平成17(2005)年・・・国連「北京十10」閣僚級会合
  - ・「北京宣言と行動綱領」と「女性2000年会議成果文書」に関する実施状況の評価・見直しを行う。
- 平成22(2010)年・・・国連「北京十15」記念会合
  - ・「北京宣言と行動綱領」と「女性2000年会議成果文書」に関する実施状況の協議・再確認を行う。
- 平成24(2012)年・・・第56回国連婦人の地位委員会
  - ・「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択。

### (2) 日本の動き

- 昭和21(1946)年・・・「日本国憲法」公布
  - ・個人の尊重と男女平等を示す。
- 昭和60(1985)年・・・「男女雇用機会均等法」制定  
「女子差別撤廃条約」批准
- 平成6(1994)年・・・「男女共同参画室」「男女共同参画審議会」「男女共同参画推進本部」設置
  - ・推進体制の整備。



- 平成8(1996)年・・・「男女共同参画2000年プラン」策定
- 平成11(1999)年・・・「男女共同参画社会基本法」制定
  - ・男女共同参画社会の実現に向けた基本理念と重要目標などを示す。
- 平成12(2000)年・・・「男女共同参画基本計画」策定
  - 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」制定
  - ・男女共同参画社会推進における具体的施策を示す。
  - ・DV(ドメスティック・バイオレンス)やストーカーの対策。
- 平成13(2001)年・・・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」制定
- 平成17(2005)年・・・「男女共同参画基本計画」(第2次)策定
  - ・「男女共同参画社会基本法」の見直しを行なう。
- 平成19(2007)年・・・「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」
  - ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
- 平成22(2010)年・・・「男女共同参画基本計画」(第3次)策定

### (3)鳥取県の動き

- 昭和60(1985)年・・・「鳥取県婦人基本計画」策定
- 平成3(1991)年・・・「とっとり女性プラン」策定
  - ・女性の地位向上を目指す。
- 平成8(1996)・・・「とっとり男女共同参画プラン」策定
  - ・男女共同参画社会推進に向けた基本計画。
- 平成12(2000)年・・・「鳥取県男女共同参画推進条例」制定
  - ・男女共同参画社会の実現を図るため、県、市町村、県民・事業所が一体となり、推進していく上での指針。
- 平成13(2001)年・・・「鳥取県男女共同参画計画」策定
  - 男女共同参画センター「よりん彩」設置
- 平成19(2007)年・・・「第2次鳥取県男女共同参画計画」策定
  - ・鳥取県が目指す男女共同参画社会の基本的な方向と具体的な施策を示す。
- 平成24(2012)年・・・「第3次鳥取県男女共同参画計画」策定
  - ・少子高齢化の進展、家族や地域社会の変化、社会経済の変化などに対応し更に男女共同参画が推進するため基本的な方向と具体的な施策を示す。

#### (4) 日吉津村の動き

- 平成18(2006)年12月・・・「男女共同参画プラン策定庁内検討委員会」設置
  - ・男女共同参画推進について検討を行う。
- 平成19(2007)年2月・・・「男女共同参画に関する村民の意識調査」実施
  - ・対象者・・・20歳以上1世帯1名ずつ無作為に選ぶ。  
923名(男性462名・女性461名)
  - ・実施方法・・・配布・回収ともに郵送方法による。
  - ・回答者数・・・446名(男性189名・女性257名)
  - ・回収率・・・48.3%(男性42.4%・女性57.6%)
- 平成19(2007)年8月・・・「日吉津村男女共同参画計画策定委員会」設置
  - ・日吉津村男女共同参画計画について意見・提案を出し合う。
- 平成20(2008)年2月・・・パブリックコメント・スローガン募集
- 平成20年3月・・・「日吉津村男女共同参画推進条例」制定
- 平成20年5月・・・「日吉津村男女共同参画計画」策定
- 平成20年6月・・・「日吉津村男女共同参画審議会」設置
  - ・日吉津村における男女共同参画推進状況、計画の取組みについて審議する。
- 平成21年4月・・・「日吉津村自治基本条例」施行
- 平成25年3月・・・「男女共同参画に関する村民の意識調査」(第2回)実施
  - ・対象者・・・18歳以上200名の方を無作為に選ぶ。  
200名(男性100名・女性100名)
  - ・実施方法・・・配布・回収ともに郵送方法による。
  - ・回答者数・・・94名(男性45名・女性49名)
  - ・回収率・・・47.0%(男性47.9%・女性52.1%)

## [参考資料]

### 日吉津村男女共同参画計画策定委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 日吉津村における男女共同参画社会の形成の推進を図るため、日吉津村男女共同参画計画を策定するにあたり、意見を求めるため、日吉津村男女共同参画計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 日吉津村男女共同参画計画策定に関すること。
- (2) 日吉津村男女共同参画計画策定に必要な連絡調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画計画策定に必要な事項。

#### (組織)

第3条 委員会の委員は、10人以内で構成し、次の各号のうちから村長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 議会議員
- (3) 公募による者
- (4) その他村長が必要と認めた者

2 委員は、男女のいずれの委員の数も委員の総数の10分の4未満にならないものとする。

#### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から日吉津村男女共同参画計画策定の完了までとする。ただし、委員に欠員を生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

(策定結果の報告)

第7条 委員長は策定結果を村長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、住民課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、その都度協議して決定するものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

## 日吉津村男女共同参画推進条例

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、村、村民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、村が実施する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって真の男女共同参画社会の実現に資することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 女性と男性が、個人として尊重されるとともに、性別にとらわれることなく、個性と能力を十分に発揮できる機会が確保されることにより、社会のあらゆる分野において対等に活動し、かつ、責任を分かち合うことをいう。
- (2) 事業者等 村内に事務所または事業所を有する法人及び個人その他の団体をいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。

#### (基本理念)

第3条 男女共同参画は、次の各号に掲げる男女共同参画社会を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女が、互いにその人権を尊重する社会
- (2) 男女が、性別による差別を受けない社会
- (3) 男女が、互いの性を尊重し、性と生殖に関する健康と権利を認め合う社会
- (4) 男女が、社会のあらゆる分野で個性と能力を十分発揮できる機会が確保される社会
- (5) 男女が、自立した個人として尊厳が守られ、自己の意思によって活動し、かつ、責任を負う社会。
- (6) 男女が、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動の中で、対等な役割を果たす社会
- (7) 男女が、均等に政治的、経済的、社会的、文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
- (8) 男女が、社会の対等な構成員として、日吉津村における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保される社会

(村の責務)

第4条 村は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の実現を主要な政策として位置づけ、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 村は、村民、事業者等、国及び他の地方公共団体と相互の連携及び協力のもと、男女共同参画の推進に努めなければならない。

(村民の責務)

第5条 村民は、基本理念に対する理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に自ら積極的に参画するとともに、村が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、基本理念に対する理解を深め、その事業活動に男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、村が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

## 第2章 男女共同参画に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第7条 村長は、男女共同参画にかかる施策を総合的かつ計画的に推進するため、日吉津村男女共同参画計画(以下「計画」という。)を策定しなければならない。

2 村長は、計画の策定に当たっては、男女共同参画審議会に諮問するとともに、村民及び事業者等の意見を十分反映させるよう努めなければならない。

3 村長は、計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、計画の変更について準用する。

(年次報告)

第8条 村長は、毎年、男女共同参画の推進状況及び施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(推進体制の整備)

第9条 村は、男女共同参画に関する施策を推進するために必要な体制の整備に努めるものとする。

(情報の収集及び調査研究)

第10条 村は、村民及び事業者等に男女共同参画の推進に関し必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(普及啓発)

第11条 村は、村民及び事業者等に男女共同参画に関する理解を深めるために必要な広報活動、その他の普及啓発を実施するものとする。

2 村は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野の教育を通じて、基本理念に対する理解が深まるよう努めるものとする。

(附属機関の委員の構成)

第12条 村の附属機関の委員の構成は、男女別の委員の数が均衡するよう努めなければならない。

(活動の支援)

第13条 村は、村民及び事業所等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(家庭生活と社会生活の両立支援)

第14条 村は、男女が共に家庭生活と社会生活を両立させることができるように、子育て及び家族の介護その他の必要な支援を行うものとする。

### 第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限

(性別による人権侵害の禁止)

第15条 何人も、いかなる場所においても、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、いかなる場所においても、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、いかなる場所においても、配偶者等に対して身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

(相談・苦情の申出への対応)

第16条 村は、性別による差別的取り扱い、その他男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関し、村民又は事業者等から相談や苦情の申出があった場合は、関係の機関及び団体等と協力して、適切な措置を講ずるものとする。

### 第4章 日吉津村男女共同参画審議会

(設置)

第17条 村は、日吉津村男女共同参画計画の策定その他男女共同参画に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、日吉津村男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

第18条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 男女いずれか一方の委員は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(委員)

第19条 委員は公募に応じた者、各種団体、学識経験を有する者から、村長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第20条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第21条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第22条 審議会の庶務は、所管課において処理する。

(雑則)

第23条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

## 第5章 雑則

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



# 男女共同参画社会基本法（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計

画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。  
(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の

開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

(後略)

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。